

介護事業所新規指定に係る地域密着型サービス運営委員会からの意見聴取について

地域密着型サービスの新規指定の際の意見聴取については、介護保険法の条文を根拠として行っています。

介護保険法第78条の2（指定地域密着型サービス事業者の指定） 第7項

市町村長は、（中略）指定を行おうとするとき、又は前項第四号若しくは第五号の規定により（中略）指定をしないこととするときは、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

現在、防府市では新規指定の事前相談後と指定申請後の計2回、委員会から意見聴取を行っていますが、今後、指定申請後の意見聴取を省略し、事前相談後の意見聴取のみでの運用を検討しております。

	事前相談後	申請後	備考
現在	○	○	指定日までに委員会の開催がなければ書面決議
今後	○		新規指定後の次の会議で報告

（参考）

県内他市の新規指定に係る地域密着型サービス運営委員会開催状況

	事前相談後	申請後	備考
A市	○	○	
B市			年1回開催のみ。前回の委員会開催以降に新規指定した事業所について報告する。申請前の意見聴取は行っていない。
C市		○	開催時期固定（年3回）。委員会開催予定月の前月の第二金曜日までに申請書の提出が間に合わなければ、次の委員会開催以降まで指定が持ち越される。
D市	○ （公募のみ）	○ （公募のみ）	公募以外の新規指定では事前相談時、及び申請時の意見聴取はせず、事後報告のみ。

